

第 2 7 1 回 鳥 取 県 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会

議 事 次 第

日時 平成 3 0 年 2 月 2 2 日 (木) 午前 1 0 時 3 0 分 から

場所 ホテルセントパレス倉吉ウインザーサウス (2 階)

1 開 会

2 挨 拶

3 議事録署名人の指名

4 議 事

(1) コイヘルペスウイルス病の蔓延防止に係る対応について (協議事項)

(2) 漁業権切替えに係る漁場計画について (協議事項)

5 そ の 他

6 閉 会

第 2 7 1 回鳥取県内水面漁場管理委員会出席者名簿

〈委員会〉

(任期：平成 28 年 12 月 1 日～平成 32 年 11 月 30 日)

区分	氏名	所属等	備考	出欠
漁業者代表 (3名)	てらさき けんいち 寺崎 健一	千代川漁業協同組合 理事		
	たけうち てつろう 竹内 哲郎	日野川水系漁業協同組合 理事		
	きぬみ やすたか 絹見 康孝	東郷湖漁業協同組合 理事		
遊漁者代表 (2名)	あんどう しげとし 安藤 重敏	前湖南学園校長、 元鳥取県立博物館副館長、 国土交通省環境アドバイザー	会長	
	すいたに ゆかり 水谷 由香里	元関金小学校非常勤職員		
学識経験 (3名)	かわはら みきこ 川原 三紀子	元米子高校非常勤講師		
	にしもと ゆかり 西本 ゆかり	天神川漁業協同組合職員		
	ばんばら まさこ 番原 昌子	環境省中国四国地方環境事務所 大山隠岐国立公園管理事務所 自然保護官補佐		

〈鳥取県〉

所属	職名	氏名
鳥取県農林水産部水産振興局	局長	小畑 正一
鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当	係長	丹下 菜穂子
鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当	係長	志村 健
鳥取県栽培漁業センター増殖推進室	室長	福井 利憲

〈委員会事務局〉

役職	氏名	備考
事務局長	平野 誠師	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長
書記	高橋 健太	鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当 主事

コイヘルペスウイルス病の蔓延防止に係る対応について

1 各県の内水面漁場管理委員会指示について

コイヘルペスウイルス（KHV）病まん延防止にかかるコイの移動制限の指示範囲について 21 府県^(※1)についての内水面漁場管理委員会指示（以下、「委員会指示」という。）の内容を調査した結果、以下のとおりでした。

^(※1) 鳥取県に委員会指示の通知がある県（山形、宮城、石川、栃木、埼玉、三重、和歌山、兵庫、岡山、島根、広島、山口及び福岡）に加え、大阪、京都、奈良、滋賀、新潟、茨城、千葉及び山梨。

（平成 30 年 2 月 8 日現在）

コイの移動制限の指示範囲		県数
(1) 全県水域 (県内の公用水面及びこれと連接一体をなす水面)		9 (栃木、埼玉、山梨、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、福岡)
(2) 既発生水域 (KHV 病にかかり、又はかかっている疑いがある水域)	①委員会による指定	3 (宮城、新潟、山口)
	②知事による指定	6 (山形、石川、奈良、和歌山、島根、広島)
(3) 委員会指示していない ^(※2)		3 (茨城、千葉、岡山)

^(※2)茨城、千葉は平成 15 年から委員会指示はしておらず移動自粛をお願いしている。岡山は、平成 25 年度の漁業権切替の際、全内水面漁協の漁業権魚種からコイを外したため、平成 26 年度から委員会指示はしていない。各県とも KHV 病蔓延防止は対策マニュアルのみにより実施。

2 移動制限の指示範囲による違い

（鳥取県は網掛け部）

指示範囲	指示範囲 指示内容	水域範囲の拡大に かかる決裁権者	委員会指示の一部 改正
(1) 全県水域	分かりやすい	なし	なし
(2) 既発生水域	①委員会による指定	水系全体だと分かりやすいが、詳細な指定だと分かりにくい	複数回 (指示範囲が拡大する度)
	②知事による指定	分かりにくい	なし

3 委員会指示の変更の方針

- 国内での KHV 病の発生状況や各県での蔓延防止のために発出されている委員会指示の内容等を踏まえ、現実的に対応でき、かつ KHV 病蔓延防止に有効な内容に変更する。
- 県民に分かりやすい内容にする。
- 委員会指示は年に 1 回公示し、県が個別案件に合わせ適切な蔓延防止策を指導する。

4 内水面漁場管理委員会指示の変更案

現 行	<p>漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持出し等について次のとおり指示する。</p> <p>平成29年3月31日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安藤 重敏</p> <p>1 指示内容</p> <p>(1) コイの持出し等の禁止</p> <p>ア コイヘルペスウイルスを保有しているコイが確認された県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面のうち鳥取県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が指定する範囲（以下「当該水域」という。）から、コイを持ち出した上、当該水域以外の水域に放流し、又は遺棄してはならない。ただし、公的機関が実施する疾病検査等に供する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 委員会は、当該水域の範囲を指定したときは、速やかに公表するものとする。</p> <p>(2) コイの放流等の制限</p> <p>ア 県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面に増殖目的で次の表の左欄に掲げるコイを放流しようとする場合は、同表の右欄に掲げる事項を遵守すること。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">県内で飼育された放流用のコイ</td> <td style="width: 50%;">当該コイ群について・・・（中略）・・・陰性であることを確認すること。</td> </tr> <tr> <td>県外で飼育された放流用のコイ</td> <td>当該コイ群を放流しようとする日の前日までに、・・・（中略）・・・陰性であることを証明する書類を提出すること。</td> </tr> </table> <p>イ 当該水域に増殖目的で放流用のコイを放流しようとする場合は、アの事項に加えて次に掲げる事項を遵守すること。</p> <p>(ア) 4月1日から10月31日の間は放流しないこと。</p> <p>(イ) 一箇所での集中放流を避け、分散放流に努めること。</p> <p>ウ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面にコイを遺棄してはならない。</p> <p>2 指示期間</p> <p>平成29年4月1日から平成30年3月31日まで</p> <p>3 指示の目的</p> <p>コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため+既発生水域の指定</p>	県内で飼育された放流用のコイ	当該コイ群について・・・（中略）・・・陰性であることを確認すること。	県外で飼育された放流用のコイ	当該コイ群を放流しようとする日の前日までに、・・・（中略）・・・陰性であることを証明する書類を提出すること。
県内で飼育された放流用のコイ	当該コイ群について・・・（中略）・・・陰性であることを確認すること。				
県外で飼育された放流用のコイ	当該コイ群を放流しようとする日の前日までに、・・・（中略）・・・陰性であることを証明する書類を提出すること。				
変 更 案	<p>漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため次のとおり指示する。</p> <p>平成30年3月 日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安藤 重敏</p> <p>1 指示内容</p> <p>(1) コイの持出し放流の禁止</p> <p>県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、鳥取県内水面漁場管理委員会が承認した場合^(※3)を除き、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）を持ち出した上、他の水域に放流してはならない。</p> <p>(2) 放流等の制限</p> <p>ア 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを放流する場合は、コイヘルペスウイルス病のPCR検査によりそのコイ群が陰性であることを確認すること。</p> <p>イ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。</p> <p>2 指示の期間</p> <p>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで</p>				

(※3) 事前に想定される事項について承認を得ておく。

- ・ 食用に供する場合、公的機関による疾病検査に供する場合 等

5 コイの移動制限範囲を既発生水域から全県水域に変更することによる変化

事 項		現行 (既発生水域の指定)	変更後 (全県水域指定)
移動 パター ン	未発生水域→未発生水域	○ (規定なし) ^(※4)	原則、KHV 病陰性ならば○とする。 その他の事案は、案件ごとに現状の KHV 病対策指針に基づき適切に指導する。(想 定される放流は漁協による増殖、イベント を目的とする放流。)
	未発生水域→既発生水域	○ (規定なし)	
	既発生水域→未発生水域	×	
	既発生水域→既発生水域	×	
内水面漁場管理委員会指示		年複数回	年 1 回

(※4) 委員会指示に規定がないという意味

6 コイヘルペスウイルス病対応マニュアルの変更について

項目	現行	変更後	備考
(1) 既発生 水域の 検査	KHV病が疑われる場合は、年度ごとに初発の場合は検査をする。一次検査陽性の後、確定診断はしない。その後、同一水系でコイの死亡があっても検査はしない。	KHV病が疑われる場合は、検査はしない。	コイの死亡状況(大量斃死など特異的な状況)によっては他の疾病の可能性も含め検査する。
(2) 未発生 水域の 検査	KHV病が疑われる場合は、検査をする。一次検査陽性の後、確定診断でも陽性となった場合は既発生水域の設定を行う。	変更なし	既発生水域は、水面に設置した工作物等により遡上の可能性がない場所は除く。
(3) 個人池 の検査	排水が、既発生水域に接続している場合は(1)に準ずる。 排水が未発生水域に接続している場合は(2)に準ずる。 排水が下水道に接続している場合は、検査をしない。	排水が、既発生水域に接続している場合は検査をしない。 排水が未発生水域に接続している場合は(2)に準ずる。 排水が下水道に接続している場合は、検査をしない。	既発生水域は、水面に設置した工作物等により遡上の可能性がない場所は除く。
(4) コイの 処分	KHV病が発生した当初から数年は、未発生水域の最上流の個人池では全数処分を指示していたが、近年はしていない。 水域、個人池にかかわらず全数処分はせず死亡したコイのみ取り上げ、処分を指示する。	KHV病で死亡したコイは、水域、個人池にかかわらず全数処分はせず死亡したコイのみ取り上げ、処分を指示する。	KHV病が発生すれば、全数処分してもKHV病の蔓延を止めることは不可能だから。
(5) 報道機 関への 公表	【未発生水域の場合】 一次検査陽性の段階で資料提供し、確定診断陽性の段階で再度資料提供する。知事報告もする。 【既発生水域の場合】 一次検査陽性の後、資料提供し、知事報告もする。	国と協議の上決定し、資料提供する場合は知事報告もする。	農水省の水産防疫対策要綱(平成28年7月)の「特定疾病発生、蔓延防止措置等の公表については、畜水産安全管理課及び当該都道府県において協議して行うこととする。」に基づく。

漁業管理の体系（許可漁業、漁業権漁業）

漁業法等

漁業法の目的（第1条）

漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用による水面の総合的な利用による漁業生産力の発展。

第52条
第65条
第66条

第10条

水産資源保護法の目的（第1条）

水産資源の保護培養を図り、かつ、その効果を将来にわたり維持することによって、漁業の発展に寄与。

第4条

○海区漁業調整委員会
○内水面漁場管理委員会

【主な活動内容】

- ①行政庁の諮問機関として調整、答申等
… 漁業権の免許について
… 県漁業調整規則の改廃等
- ②漁業に関する制限、禁止等についての「委員会指示」
- ③漁業許可等の取扱についての方針等の決定
- ④その他漁業調整に関する協議

【内水面漁業の実態】

- ①海面に比べ専業の漁業者の比重が著しく低く、漁業を営まない水産動植物の採捕者が広範に存在する。
- ②内水面の資源の特質として、増殖しなければ成り立たない性格のものが多いこと。
- ③河川は漁業者や採捕者の他に広範な遊漁人口を抱いており、公共的性格が強い。
→内水面漁協に漁業権を免許し、増殖義務を課して、漁協が自治的に内水面漁業の管理を行う一方、漁業者と遊漁者の間は、遊漁規則によりその調整を図る。

許 可

漁業許可は水産資源の保護、漁業調整の目的から自由に漁業を営むことを一般的に禁止し、行政庁への出願を審査して特定の者に禁止を解除するものであって、他の漁業を排他して独占的に営む漁業権とはその性格を本質的に異にする。

○海面

- ・漁業法等に基づく農林水産大臣許可等（指定漁業、特定大臣許可漁業等）
- ・鳥取県漁業調整規則に基づく知事許可（法定知事許可、その他知事許可）

【許可を受ける主体】

- ・漁業者
- 【許可の意義】
- ・水産資源の保護培養
- ・漁業調整による水面の総合的な利用による漁業生産力の発展
- ・漁業取締

【取締】

・水産庁、県等（取締船による海上監視が主体）
→都道府県漁業調整規則等の法令違反の場合、告訴の手續きなく直接捜査機関に委ねられる。

【実態】

・海面漁業は許可漁業（漁船漁業）が大きなウエイトを占めている。

○内水面

- ・鳥取県内水面漁業調整規則→採捕の許可（対象）
- ①漁業権の設定されていない区域の採捕
- ②漁業権設定区域では漁業権の内容でない魚種の採捕

【許可を受ける主体】

- ・遊漁者も含めた採捕者
- 【許可の意義】
- ・広く遊漁者等も含めた水産動植物の採捕行為の制限

【取締】

県、警察による陸上監視が主体（県は許可以外の内水面漁業調整規則等違反も含め、内水面漁業監視員による監視を行っている）

【実態】

・海面と同様漁業の許可も規則で可能だが、鳥取県では規定なし。
→主要河川、湖の漁場管理は漁協に委ねられている部分が多い。

漁業権

漁業権とは行政庁の免許により一定の水面において特定の漁業を一定期間排他的に営むことのできる権利。漁業権は漁業を営むことを権利の内容とし権利の目的たる利益は経済的利益にある。したがって漁業権は財産権である。また、漁業権は物権と見なされ、土地に関する規定が準用される。

○海面

- ・共同漁業権（第1種～第4種）
- ・区画漁業権（第1種～第3種）
- ・定置漁業権

※区画漁業権の一部、定置漁業権は漁協以外の免許も可

<第1種共同漁業権>※内水面もほぼ同様。

【免許を受ける主体】 漁協

【位置付け】

- ・関係漁民に漁場を管理させるためには漁協に、必要な権限を付与することが適切である。
- ・自主的な漁場管理、資源の保護培養が求められる。

・免許には、対象水産動植物が、当該漁場に生息していれば良いというのではなく、一般的勘案事項として、当該水産動植物がその地方で経済的に価値ある漁業で漁業権の対象としなければ成立しない漁業であるかどうかという判断が必要。

【取締】

・密漁監視は漁協が主体となっていく。
（陸上監視が中心）
→警察等捜査機関、県との連携が重要

→漁協、漁業者からは、取締、漁場管理の観点からも漁業権魚種の設定を考慮すべきとの要望あり。

【その他】

- ・海面の漁場管理は、許可漁業による管理と漁業権の管理に分けられる。
- ・「磯場」の漁場管理は漁協が主体で行っている
- ・新規魚種の設定は、これまでの採捕状況（漁業者以外も含む）、や、今後の漁場管理、資源保護の内容等を検討。

○内水面

- ・共同漁業権（第1種、第5種）

※内水面では漁協を全面的に管理団体とし、これにすべての漁業権を免許して内水面の管理、増殖をすすめる。

<第5種共同漁業権>

【免許を受ける主体】 漁協

【位置付け】

- ・漁協は漁業権の付与を受けるとともに、水産動植物の積極的な増殖を行うことが義務づけられ、自主的な努力によって河川等の管理を適切に行う。

・対象魚種については増殖義務が発生する。
・内水面の漁業権免許には、その内水面が増殖に適しているかという客観的要件と、免許を受けた者が増殖するという主体的要件が必要。

【取締】

・密漁監視は漁協が主体となっていく。
（陸上監視が中心）
→警察等捜査機関、県との連携が重要

→漁協、漁業者からは、取締、漁場管理の観点からも漁業権魚種の設定を考慮すべきとの要望あり。

【その他】

- ・内水面の漁場管理は漁業権によるものが主で、漁協が管理主体。
- ・漁協は漁業を営むだけでなく、対象河川全体の漁場管理・増殖を行う者として重要な役割。
- ・漁業権対象種は上記役割を踏まえた上で検討。

湖山池の第五種共同漁業権免許について

1 湖山池の現状

- 湖山池将来ビジョンに基づき、塩分濃度を2,000～5,000ppmに高めることを目標として平成24年3月から水門を管理。平成25年12月から切欠構造の水門を、平成29年5月からは、オーバーフロー構造の水門を運用している。
- 現行の漁業権魚種（ふな、こい、しらうお、わかさぎ、えび、うなぎ）は、塩分導入下でも湖山池で確認されている。

	2017年は10月現在															
	定置網				投網				かご網				曳網			
	年12回池内4カ所				年4回池内4カ所				年16回4カ所				年9回2カ所			
	2014	2015	2016	2017	2014	2015	2016	2017	2014	2015	2016	2017	2014	2015	2016	2017
コイ				1	1											
ギンブナ	4	4	4	10			4									
ワカサギ													16	34	4	
シラウオ					1								48	154	1,137	2,113
テナガエビ	213	501	672	164		2		11	173	200	428	155	1	11		
ウナギ	試験操業での確認はされなかったが、H27.28年の漁獲実績が確認されている。															

2 水産庁の技術的助言（平成24年6月8日付24水管第684号水産庁長官通知）（抜粋）

<p>7. 第五種共同漁業について</p> <p>(1) 第五種共同漁業権の設定には、～（中略）～<u>当該内水面が増殖に適していること及び免許を受けた者が増殖を行うことが必要。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 個別種への対応</p> <p>ア 特定外来生物 略</p> <p>イ こい</p> <p>コイヘルペスウイルス病のまん延防止の観点から～（中略）～<u>実際に増殖行為を行うことができないこととなるが、～（中略）～「免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認める」必要まではない。</u></p> <p>ウ うなぎ</p> <p>近年しらすうなぎの採捕量が低位に留まっている情勢を踏まえ、～（中略）～<u>地域の実情を踏まえ最も効果的な繁殖保護措置を講じることについて検討すること。</u></p> <p>(4) 漁場管理又は漁業取締り上漁業権の対象魚種と密接な関係がある魚種であっても、<u>その魚種自体を増殖する行為がなければ漁業権の免許対象とはならない～（中略）～。</u></p>

3 漁業権免許に関する県の方針

- 第五種共同漁業権を設定する。
- 対象種は、こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお、えびとする。
- 期間は、5年間の短期免許とする（通常10年）

4 免許理由

- 対象種は、湖山池の漁業資源上重要な魚種で、塩分導入下でも平成29年に生息が確認されている。
- 漁協は増殖行為（フナの産卵用キンランの設置、ウナギ幼魚の放流、ワカサギ発眼卵の放流、シラウオ、エビの産卵場造成）を行っている。

5 短期免許とする理由

平成24年から塩分導入し、平成29年5月以降、水門の構造を変更したばかりの過渡期であり、対象種が引き続き生息し、資源が回復の効果検証が必要。

※短期免許に関する水産庁の見解=>都道府県が必要と認めるのであれば短期免許を設定すればよく、法的にも問題ない。

湖山池の第五種共同漁業権魚種の増殖指針について

1. 第五種共同漁業権の免許する場合は増殖行為が必要

漁業法第 127 条に「免許を受けた者は増殖をしなければいけない」とされており、何らかの増殖行為は必須。何もしないことは不可。

また、第 128 条で「県は免許を受けた者が増殖を怠っていると認めるときは内水面漁場管理委員会の意見を聞いて増殖を命じ、命令に従わない時は漁業権を取り消さなければならない」とされている。

2. 増殖指針と増殖目標量について

第五種共同漁業権について、水産庁の技術的助言(平成 24 年 6 月 8 日付 24 水管 684 号水産庁長官通知)で、県は水産動植物の種類、増殖方法及び増殖規模等を内容とする増殖指針を免許の可否の基準として免許申請者の便宜を考慮して別途公表するよう指導されており、これをベースに内水面漁場管理委員会は毎年、以下の要件を勘案し、各河川湖沼の増殖目標量を示すこととなっている。

- ① 漁場環境の変化
- ② 天然再生産等
- ③ 技術的な調査
- ④ 専門家の意見
- ⑤ 過去の実績
- ⑥ 漁業権者の経済的負担能力

3. 現行の増殖指針

現行の湖山池の第五種共同漁業権の免許の際は、平成 24 年 3 月から塩分導入が開始され、今後、池内の環境が変化し適切な増殖方法を示したり、数量算出できないとして定めなかった。

4. 次期、増殖指針の取扱い

平成 29 年 5 月から新しい構造の水門が運用され、依然、池内の環境が変化する状況にあることから、適切な増殖方法を示したり、数量算出できないため、増殖指針に、増殖方法、数量等は示さないこととする。

漁場計画（素案）についての意見、要望及び整理表

資料2-4

現状の免許状況（H25.9.1～H30.8.31まで）				漁協ヒアリングにおける主な要望等	市町村からの意見、要望	漁場計画（素案）			
漁業権者 （免許番号）	項目	第一種共同	第五種共同			漁業権者 （免許番号）	項目	第一種共同	第五種共同
湖山池 漁業協同組合 （内共第4号）	漁業種類	しじみ（やまとしじみ）漁業 蓮漁業	こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 わかさぎ漁業 しらうお漁業 えび漁業	生産量、生産金額が上がっているのはヤマトシジミのみだが、他の魚種については、資源回復の兆しが見えてきたところであり、今後、増えていくと思われるため、免許を希望する。蓮は漁業実態がない。	意見なし	湖山池 漁業協同組合 （内共第4号）	漁業種類	しじみ（やまとしじみ）漁業	こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 わかさぎ漁業 しらうお漁業 えび漁業
	漁場区域	鳥取市賀露町の賀露大橋の下流端から同市六反田及び金沢の金六橋下流端までの湖山川及び湖山池		現状維持	意見なし		漁場区域	鳥取市賀露町の賀露大橋の下流端から同市六反田及び金沢の金六橋下流端までの湖山川及び湖山池	

鳥取県内水面漁場計画（素案）

平成30年2月

鳥 取 県

1 公示番号 内共第4号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ（やまとしじみ）漁業	1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業	こい漁業	
	ふな漁業	
	うなぎ漁業	
	わかさぎ漁業	
	しらうお漁業	
	えび漁業	

イ 漁場の位置

鳥取市

ウ 漁場の区域

鳥取市賀露町の賀露大橋の下流端から同市六反田及び金沢の金六橋下流端までの湖山川及び湖山池

(2) 免許予定日 平成30年9月1日

(3) 申請期間 平成30年5月1日から6月15日まで

(4) 関係地区 鳥取市

(5) 制限又は条件

漁業生産力の向上に向け、放流量等は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(6) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

漁業権免許までのスケジュール

資料2-5

